

## 業務委託仕様書

### 1 業務の名称

インフルエンサー及び海外メディアを活用したインバウンド誘客プロモーション事業

### 2 業務の目的

インバウンド観光客及び県内宿泊数の増加に向けて、海外の人々が好み、信頼する有力メディア及びインフルエンサーを活用したプロモーションを実施する。

### 3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（予定）

### 4 ターゲット国・地域

宮崎県のインバウンド誘客及び宿泊者数増に向け、最も効果的と思われるターゲット（国、属性等）を市場分析に基づき提案すること。ターゲット国・地域について、今後の誘客機会を見据えて宿泊者数が見込まれるエリアも含め、複数の国・地域を提案すること。ただし、それ以外の国・地域への配信を防ぐことはしない。

（現在想定するターゲット）

最重点 韓国、台湾

検討 香港、ASEAN（シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア）、  
欧米豪（米、豪、仏、独、英、加）

### 5 委託業務の内容

#### （1）インフルエンサーを活用した動画・SNS プロモーション

ターゲット国・地域で影響力のあるインフルエンサーを招請し、各国の旅行嗜好に合わせた動画を制作・配信する。

#### ア) 内容

①県内4エリア（※）の四季やグルメ、宿泊、体験などを紹介し、県内周遊を促進する動画

※4エリア…県内4地域に複数市町村で構成する広域観光エリア。

参考：<https://www.kanko-miyazaki.jp/>（エリアガイド参照）

②テーマ別動画の制作：宮崎牛や焼酎などの「グルメ」、高千穂などの「パワースポット」、サーフィンやゴルフ等の「アウトドア」を、インフルエンサー自身の視点で紹介。

#### イ) 配信回数

県内4エリア及びテーマ別の魅力を十分に伝えることができる本数。但し、最重点国・地域で最低各2本以上・合計10本以上

#### ウ) 投稿コンテンツの内容について

各投稿のタイトル（概要）を提案することとし、投稿内容（各言語および日本語）を提案し、県の承諾を得ること。

## エ) 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「企画提案競技実施要領」を参照のうえ、提出すること。

### ○動画企画

- ・以下の点を踏まえ、各インフルエンサーと調整し、動画の企画を提案すること。
- ①各国・地域の旅行嗜好・傾向に合わせた内容であること。
- ②主に訪日リピーターをターゲットとし、県内周遊を促すものであること。
- ③ターゲットが動画を見れば現地を訪問できるような内容とすること。
- ④県内の観光地をバランスよく盛り込み、魅力的な場所で撮影すること。
- ・企画内容はコンセプトやテーマ、紹介するコンテンツ、取材行程案などを具体的に示すこと。
- ・必要な取材回数等について提案すること。ただし、四季折々の季節感ある動画構成となるよう留意すること。
- ・各市場の特性を踏まえ、定番の観光地のみならず、本県ならではの魅力が伝わるような情報を盛り込んだ内容とすること。

### ○インフルエンサー

- ・各国・地域で影響力があり、ターゲットに訴求可能なインフルエンサーを提案すること。
  - ・提案するインフルエンサーごとにプロフィールやフォロワー数、フォロワー層、動画の見込み再生回数などを明示し、選定の根拠を明らかにすること。
- ※起用するインフルエンサーは日本在住でも可。また、各国・地域で複数起用してもよい。

### ○配信媒体、配信時期・回数

- ・各国・地域の特性や起用するインフルエンサーの強みを踏まえ、効果的な配信媒体を提案すること。
- ・動画の企画内容や配信媒体の特性を踏まえ、効果的な配信時期や配信本数を提案すること。
- ・本県の外国人延べ宿泊者数の月別の推移をみると、特に、例年夏場（6月～9月）の宿泊者数が他の時期に比べて少ない状況にあることを踏まえた計画とすること。

## (2) 海外メディア等を活用したプロモーション

### ア) 海外有力メディアを活用したプロモーションの実施

宮崎県の魅力及び強みをメインのコンテンツとし、海外の人々に強く印象づけ、宮崎県への宿泊を喚起する高い訴求力を有するメディアとタイアップし、取材のうえ記事を制作すること。記事では、できる限り本県の観光情報サイト「みやざき観光ナビ（宮崎県公式観光サイト（※）」、県公式 SNS や別途実施する OTA 事業で制作する特設ページ等へ誘導し、誘客・宿泊予約数の増を図るものとする。

※URL <https://www.kanko-miyazaki.jp/>（英語、韓国語、簡体字、繁体字ページあり）

なお、タイアップするメディア媒体数及びその規模は提案によるものとし、あらかじめ指定はしない。ただし、海外及び国内での認知度が高いメディアとする。

### イ) 海外メディア等へ宮崎の魅力を発信し記事配信につなげるプロモーションの実施

海外メディアに対して、PR プラットフォーム等の活用やメディアツアー等を通して、海外メディアへのプロモーション及び自主的な取材・記事制作・配信の促進を実施すること。

また、海外メディアに選ばれるための宮崎の観光素材の選定、ターゲットとするメディアなど、少しでも多くのメディアに興味・関心をもってもらえるよう委託者へ知見の共有等サポートすること。

海外メディア等からの問い合わせは受託者が責任をもって対応すること。県の確認が必要な場合は都度、情報共有を行い、指示を仰ぐこと。

#### ウ) 効果検証の実施

本事業で活用した媒体及び委託者のオウンドメディアのデータや、一般に公開されている市場データ等を分析し、本事業の効果を測定すること。

分析及び検証の結果は視覚的に分かりやすい形で整理し、今後のインバウンド施策への活用を想定した検証結果をとりまとめること。

##### ① 委託者へ提供するデータ

以下項目に係るデータの取得に努めること。

##### ア) メディア媒体・委託者オウンドサイトに関するデータ

Google アナリティクス等の分析項目を基本とするが、委託者と協議の上、分析項目の追加等、柔軟に対応すること。時間、サイト間、ページ間及び言語別など比較（相関）分析を基本とすること。

イ) メディアタイアップによって生じた効果について、可能な限り成果をまとめること。

- ・ユーザー属性（国、年齢、性別 等）
- ・表示回数
- ・実施したタイアップごとにインプレッション数、リーチ数、クリック数、シェア、いいね数及びコメント数等の結果を提出すること。
- ・認知後の行動履歴（可能な範囲）で類似データを提供すること。

ウ) 海外メディア等へのプロモーションを実施した効果について、可能な限り成果をまとめること。

- ・掲載媒体
- ・PV 数、UU 数
- ・ユーザー属性（国、年齢、性別等）
- ・他媒体への転載等、波及効果

#### 6 その他

本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。

#### 7 効果測定・分析

本事業の効果を把握できるKPI（閲覧数・視聴数・等）を適切に設定し、プロモーション結果の分析を行うこと。KPIの設定にあたっては、指標の妥当性を確認できる根拠を示すこと。目標数値を達成した後も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

#### 8 定期報告の実施

- (1) 原則として毎月、報告を行うこと。（オンライン、報告書でも可）。なお、定期的な報告の他、宮崎県からの報告の求めに対応すること。
- (2) オンライン報告会で協議した内容については、随時協議録の提出を行うこと。
- (3) 日本全国の訪日外国人旅行者の動向やデータなども考慮して、当該委託業務の成果と推定でき

るものも示すこと。

## 9 体制・スケジュール

業務の実施体制について、以下の点を踏まえ、本事業に関わるプロジェクト体制や指揮系統等を明示すること。

- ・受託者は、本事業を円滑に遂行するために、全体の責任を負う業務統括責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。
- ・複数の者がグループを構成して共同実施する場合は、その体制も示すこと。
- ・業務担当者は、訪日旅行者及び宮崎県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ・デジタルを活用した海外でのマーケティング・プロモーションに関する知見・経験を有する者など、必要かつ十分な人員を確保したうえで、業務内容・量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制を構築し、その体制図も提案すること。
- ・取材先でのトラブルや計画変更など不測の事態に臨機応変に対応できること。
- ・業務を確実に遂行するためのスケジュールを示すこと。
- ・随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ・県とインフルエンサー、メディアとの意思疎通が迅速かつ円滑に行えること

## 10 報告書の提出

すべての事業完了後、実施報告書等を作成し、速やかに県（観光推進課）に提出すること。県の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

○提出するもの

- ・当事業の実施報告書 A4 様式任意
- ・本事業で作成したデータ一式

## 11 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 12 留意事項

- (1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (2) 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- (3) 各業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- (4) 動画制作における取材先の選定やアポイント取りなどの調整業務は、原則として、事業者にて行うこと。
- (5) 取材・撮影時には、事前に管理者等に対し撮影及び配信等の許可を得ること。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。県や動画出演者、撮影先など業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。

- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 県や動画出演者、撮影先など業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- (8) 本事業は、日本語での契約、日本円での支払い（精算払い）とする。

## 12 著作権の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- (1) 本仕様書により作成された成果品の著作権、所有権、利用権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

ただし、受託者が従前から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

### (2) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

②受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上、処理することとする。

- (3) 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

- (4) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

- (5) 委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

- (6) 各インフルエンサーが投稿した動画は県公式ホームページや SNS 等への掲載及び県が実施するプロモーションでの使用（イベントでの動画放映など）が可能なものであることを前提とする。また使用において、都度承諾を得る必要がないものとする。

- (7) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

## 13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により受託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。

- (3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (4) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。